

《市税口座振替に関するお願い》

口座振替依頼書到達期限 * 土・日・祝日の場合は前開庁日となります。

市・都民税		固定資産税・都市計画税 (償却資産含む)		国民健康保険税		軽自動車税 (種別割)
開始日	市役所到着日	開始日	市役所到着日	開始日	市役所到着日	4月16日まで到着分 (本年度から開始)
1期	5月17日まで	1期	4月16日まで	1期	6月17日まで	
2期	7月19日まで	2期	6月17日まで	2期	7月19日まで	
3期	9月17日まで	3期	11月11日まで	3期	8月16日まで	
4期	12月17日まで	4期	1月14日まで	4期	9月17日まで	4月17日以降到着分 (翌年度から開始)
* 到着日（必着）を過ぎての申込みや記入不備等 があった場合は希望される納期限に間に合 いませんのでご連絡いたします。間に合わない 分は納付書で納めてください。				5期	10月18日まで	
				6期	11月11日まで	
				7期	12月17日まで	
				8期	1月14日まで	

* 年度当初納税通知書が届いてからの申込みでは、第1期の口座振替依頼書到着期限には間に合いません。上表の希望税目ごとの期限をご確認の上、余裕をもってお申込みください。

* 口座振替申込受付日が土・日・祝日にあたる場合は、次の市役所開庁日が日となります。

* 振替日は各納期限となります。

* お申込みの税目で納税義務者の変更があった場合、また、固定資産税の共有者が変更となる場合や、共有持分割合が変更になった場合は、再度お申込み手続きが必要となります。

* 車検対象となっている二輪の小型自動車（軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）対象外）につきましては、口座振替後に車検用納税証明書をお送りします。

* 残高不足等で振替できなかった場合には市から後日、口座振替不能通知書をお送りしますのでそちらで納めてください（再振替はできません。）。